

# 連携省エネルギー計画の認定制度について

平成30年9月25日  
資源エネルギー庁

# 連携省エネルギー計画の認定制度の創設

※改正法第46条から第50条まで（工場・事業場規制）、第117条から第121条まで（荷主規制）、第134条から第138条まで（輸送事業者規制）関係

【現行法】

【改正法】

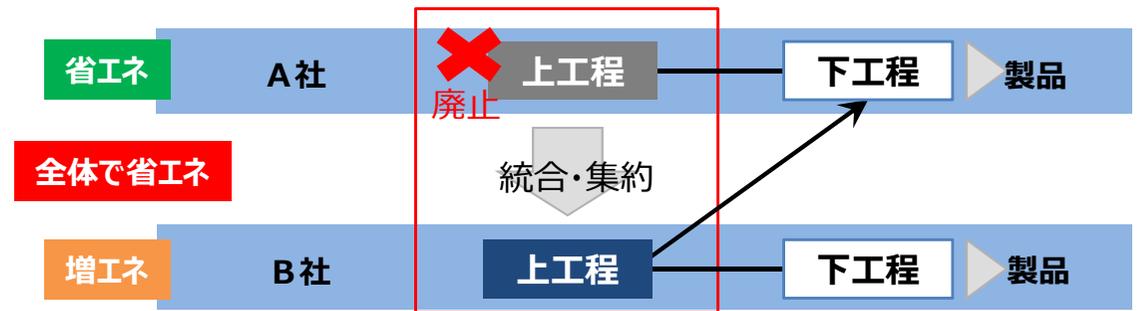
事業者ごとのエネルギー消費量に基づき評価



「連携省エネルギー計画」の認定を受けた者は、連携省エネの省エネ量を事業者間で分配して定期報告可能に

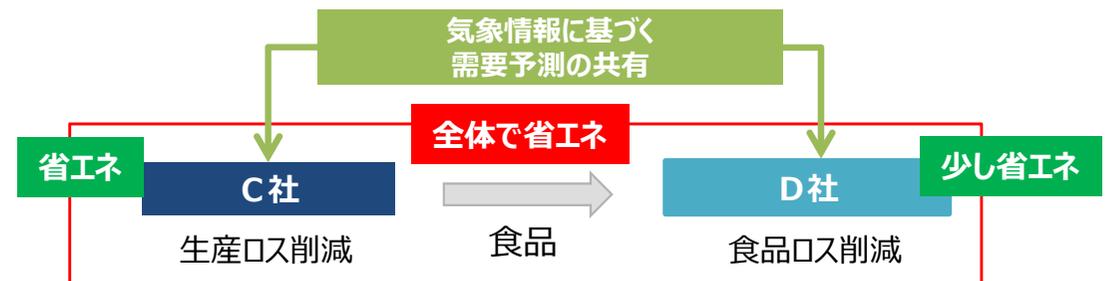
## ケース1 同一業界の事業者間の設備集約

- 現行法では、設備統合側の評価は悪化。省エネ量を分配可能とし、双方にとってプラスとなるようにする。



## ケース2 サプライチェーン連携による最適化

- 現行法でも双方ともプラスに評価されるが、取組への関与の度合い等に応じた柔軟な省エネ量の分配を可能とすることで取組を促進する。



## ケース3 荷主間連携による物流効率化

- 荷主についても同様に連携による省エネ量の分配を認める。



# 改正省エネ法における連携省エネルギー計画の認定制度

(連携省エネルギー計画の認定)

第四十六条 工場等を設置している者は、他の工場等を設置している者と連携して工場等におけるエネルギーの使用の合理化を推進する場合には、共同で、その連携して行うエネルギーの使用の合理化のための措置（以下「連携省エネルギー措置」という。）に関する計画（以下「連携省エネルギー計画」という。）を作成し、**経済産業省令で定めるところにより**、これを経済産業大臣に提出して、その連携省エネルギー計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 連携省エネルギー計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 連携省エネルギー措置の**目標**

二 連携省エネルギー措置の**内容及び実施期間**

三 連携省エネルギー措置を行う者が設置している工場等（当該者が連鎖化事業者である場合にあつては当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含み、当該者が認定管理統括事業者である場合にあつてはその管理関係事業者が設置している工場等（当該管理関係事業者が連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。）を含む。）において**当該連携省エネルギー措置に関してそれぞれ使用したこととされるエネルギーの量の算出の方法**

3 経済産業大臣は、連携省エネルギー計画の適確な作成に資するため、必要な**指針**を定め、これを公表するものとする。

4 経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る連携省エネルギー計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 第二項各号に掲げる事項が前項の指針に照らして適切なものであること。

二 第二項第二号に掲げる事項が確実に実施される見込みがあること。

# 使用したこととされるエネルギーの量の算出の方法（工程集約のケースの例）

- 上工程をB社に統合・集約して生産を行う連携省エネルギー措置。
- 「算出の方法」として、**エネルギーの使用量を半製品の供給量比で按分**してエネルギー使用量を分配することとした場合。

(A社の定期報告書)連携措置実施前			
		エネルギー使用量	
		数値	熱量
都市ガス		20千m <sup>3</sup>	900GJ
	連携分		
産業用蒸気		1,000GJ	1,020GJ
	連携分		
電気		500千kWh	4,880GJ
	連携分		
合計			6,240GJ
	連携分		
	小計		6,240GJ

(B社の定期報告書)連携措置実施前			
		エネルギー使用量	
		数値	熱量
都市ガス		40千m <sup>3</sup>	1,800GJ
	連携分		
産業用蒸気		2,000GJ	2,040GJ
	連携分		
電気		600千kWh	5,856GJ
	連携分		
合計			9,696GJ
	連携分		
	小計		9,696GJ

連携省エネルギー措置(実績報告)		
	エネルギー使用量	
	全体	
	数値	熱量
産業用蒸気	1,200GJ	1,224GJ
電気	600千kWh	5,856GJ
合計		7,080GJ

A社は、「蒸気500GJ、電気300千kWh」  
を連携省エネ

B社は、「蒸気1,000GJ、電気500千kWh」  
を連携省エネ

B社に上工程を統合・集約することにより  
全体が省エネに

# 連携省エネルギー措置の定期報告への反映【工程集約】

(A社の定期報告書)連携措置勘案前

		エネルギー使用量	
		数値	熱量
都市ガス		20千m <sup>3</sup>	900GJ
	連携分		
産業用蒸気		500GJ	510GJ
	連携分		
電気		200千kWh	1,952GJ
	連携分		
合計			3,362GJ
	連携分		
	小計		3,362GJ

A社に、「蒸気400GJ、電気200千kWh」を分配

連携省エネルギー措置(実績報告)

	エネルギー使用量	
	全体	
	数値	熱量
産業用蒸気	1,200GJ	1,224GJ
電気	600千kWh	5,856GJ
合計		7,080GJ

(A社の定期報告書)連携措置勘案後

		エネルギー使用量	
		数値	熱量
都市ガス	(連携以外)	20千m <sup>3</sup>	900GJ
	連携分	—	—
産業用蒸気	連携以外	500GJ	510GJ
	連携分	400GJ	408GJ
電気	連携以外	200千kWh	1,952GJ
	連携分	200千kWh	1,952GJ
合計	連携以外		3,362GJ
	連携分		2,360GJ
	小計		5,722GJ

(B社の定期報告書)連携措置勘案前

		エネルギー使用量	
		数値	熱量
都市ガス		40千m <sup>3</sup>	1,800GJ
	連携分		
産業用蒸気		2,200GJ	2,244GJ
	連携分		
電気		700千kWh	6,832GJ
	連携分		
合計			10,876GJ
	連携分		
	小計		10,876GJ

連携省エネルギー措置(実績報告)

	エネルギー使用量			
	A社		B社	
	数値	熱量	数値	熱量
産業用蒸気	400GJ	408GJ	800GJ	816GJ
電気	200千kWh	1,952GJ	400千kWh	3,904GJ
合計		2,360GJ		4,720GJ

(半製品) A社 : B社 = 600個 : 1,200個  
→ エネルギー量を1 : 2で按分

B社に、「蒸気800GJ、電気400千kWh」を分配

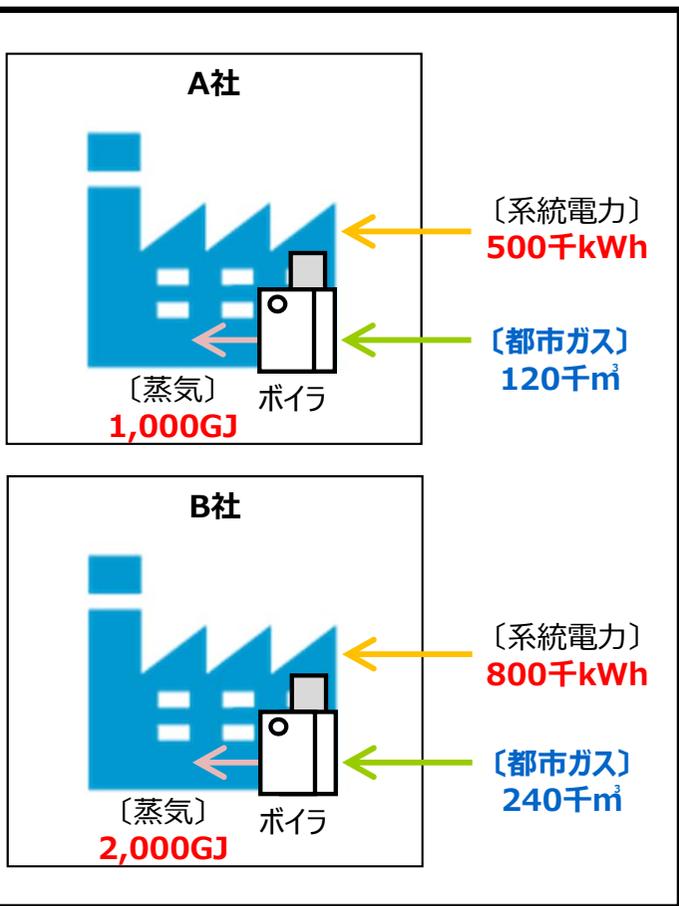
(B社の定期報告書)連携措置勘案後

		エネルギー使用量	
		数値	熱量
都市ガス	(連携以外)	40千m <sup>3</sup>	1,800GJ
	連携分	—	—
産業用蒸気	連携以外	1,000GJ	1,020GJ
	連携分	800GJ	816GJ
電気	連携以外	100千kWh	976GJ
	連携分	400千kWh	3,904GJ
合計	連携以外		3,796GJ
	連携分		4,720GJ
	小計		8,516GJ

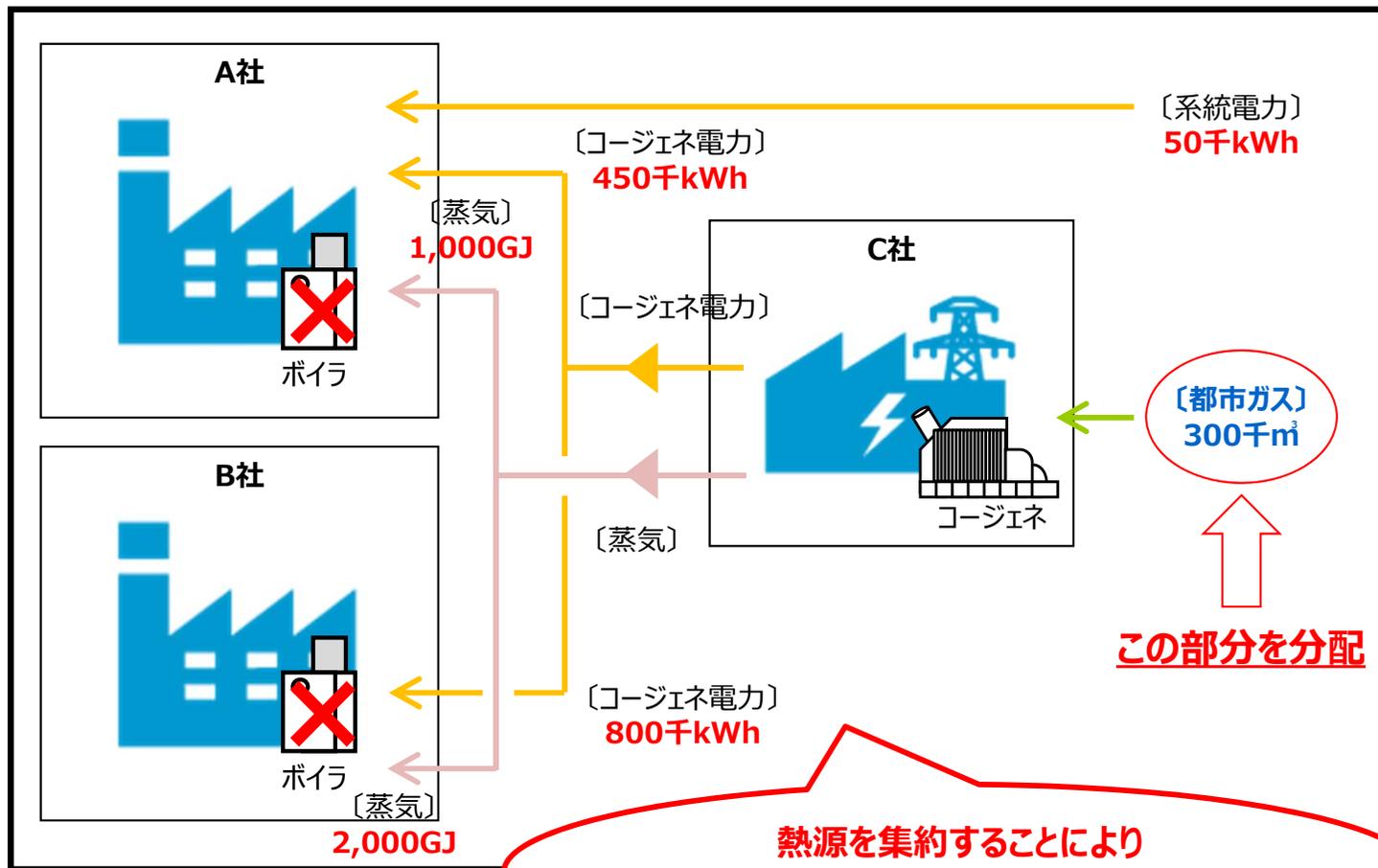
# 使用したこととされるエネルギーの量の算出の方法（熱源集約のケースの例）

- 個別のボイラー設備を廃止してコージェネ設備に集約し、C社がA社及びB社に対して蒸気と電気を供給する連携省エネルギー措置。
- 「算出の方法」として、一次エネルギー（都市ガス）の使用量を実際の使用量を踏まえて按分してエネルギー使用量を分配することとした場合。

連携省エネ措置前



連携省エネ措置後



熱源を集約することにより  
燃料使用量が削減され、全体が省エネに

# 連携省エネルギー措置の定期報告への反映【熱源集約】

(A社の定期報告書)連携措置勘案前

		エネルギー使用量	
		数値	熱量
都市ガス		—	—
	連携分		
産業用蒸気		1,000GJ	1,020GJ
	連携分		
電気		500千kWh	4,880GJ
	連携分		
合計			5,900GJ
	連携分		
	小計		5,900GJ

A社に、「都市ガス100m<sup>3</sup>」を分配

連携省エネルギー措置(実績報告)

	エネルギー使用量	
	全体	
	数値	熱量
都市ガス	300千m <sup>3</sup>	13,500GJ

(A社の定期報告書)連携措置勘案後

		エネルギー使用量	
		数値	熱量
都市ガス	(連携以外)	—	—
	連携分	100千m <sup>3</sup>	4,500GJ
産業用蒸気	連携以外	—	—
	連携分	—	—
電気	連携以外	50千kWh	488GJ
	連携分	—	—
合計	連携以外		488GJ
	連携分		4,500GJ
	小計		4,988GJ

(B社の定期報告書)連携措置勘案前

		エネルギー使用量	
		数値	熱量
都市ガス		—	—
	連携分		
産業用蒸気		2,000GJ	2,040GJ
	連携分		
電気		800千kWh	7,808GJ
	連携分		
合計			9,848GJ
	連携分		
	小計		9,848GJ

連携省エネルギー措置(実績報告)

	エネルギー使用量			
	A社		B社	
	数値	熱量	数値	熱量
都市ガス	100千m <sup>3</sup>	4,500GJ	200千m <sup>3</sup>	9,000GJ

(エネルギー使用実績) A社 : B社 = 1 : 2  
→ エネルギー量を1 : 2で按分

B社に、「都市ガス200m<sup>3</sup>」を分配

(B社の定期報告書)連携措置勘案後

		エネルギー使用量	
		数値	熱量
都市ガス	(連携以外)	—	—
	連携分	200千m <sup>3</sup>	9,000GJ
産業用蒸気	連携以外	—	—
	連携分	—	—
電気	連携以外	—	—
	連携分	—	—
合計	連携以外		—
	連携分		9,000GJ
	小計		9,000GJ